

熊本県有明海区漁業調整委員会

第505回議事録

令和3年（2021年）8月10日開催

第505回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和3年(2021年)8月10日(火) 午後2時から

開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 藤森隆美 浜口多美雄 西川幸一 平山泉
八塚 夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) 木山義人 小森田智大

(漁業取締事務所) 主任技師 渡辺貴史 技師 浦川 亮太

(水産振興課) 主幹 鮫島守 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史

参事 郡司掛博昭 技師 東海林明

議 事

(1) 議題

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題
(協議)

(2) 報 告

1) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第57回)
の結果について

2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ(大
型魚)の採捕の制限に係る委員会指示について

事務局

定刻になりましたので、第505回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第505回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料及び「漁業法関連法令」冊子を1部ずつお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

改めまして、こんにちは。コロナ感染拡大の中、出席いただき、ありがとうございます。

それでは、ただ今から第505回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は藤森委員と八塚委員をお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

現在、知事許可漁業の中目流し網漁業、げんしき網漁業について、2漁協から新規の漁業許可の要望があります。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されていますので、今回、要望のあった2つの漁業について諮問させていただきます。

今回諮問させていただく制限措置の内容について具体的に説明いた

します。冊子に前回の委員会と同じ資料になりますが、中目流し網漁業及びげんしき網漁業に関する日本漁具漁法図鑑から抜粋した資料を添付しておりますので、適宜ご確認ください。

まず、中目流し網漁業から説明いたします。資料の4ページをご覧ください。操業区域は、熊本市西区松尾地先である有共第10号共同漁業権漁場内及び熊本有明海の中央に位置する共有の共同漁業権である第21号共同漁業権漁場内となっています。各共同漁業権の位置については、冊子の上から3枚目の共同漁業権連絡図でご確認ください。

漁業時期は、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び馬力数は、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数が定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、1隻となっています。

漁業を営む者の資格は、熊本市西区西松尾町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和3年（2021年）8月24日から令和3年（2021年）9月1日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）11月30日までとし、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。中目流し網漁業については、以上です。

次に、げんしき網漁業の制限措置になります。資料5ページをご覧ください。表の見方は先ほどの中目流し網漁業と同様です。操業区域は熊本有明海、漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は熊本市西区沖新町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、中目流し網漁業と同様、令和3年（2021年）8月24日から令和3年（2021年）9月1日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）2月28日までとしています。また、許可をするに当って付す条件は、同じ操業区域の既存の許可と同様となっております。げんしき網漁業については以上です。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありました。委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。はい、藤森委員。

藤森委員

許可を申し込んで、発行されるまでに日にちがかかりすぎではないでしょうか。というのも、魚が大量にいる時と魚が全くいない時があります。特に今年はたちうおが大量にいました。

ある組合の方が、許可の申し込みを行ってから、漁業に行かれて、御存じのように捕まったという事例がありました。本当は許可証が発行されるまで出漁してはいけないが、その方は、許可を申し込んでいるから出漁してよいのではないかという認識していました。

今後、違反につながらないように許可については、簡素化するなどし、速やかに許可するような形をとっていただければと思います。

以上です。

水産振興課

水産振興課です。我々としては、許可申請書が届いてから、速やかに事務処理は始めており、漁業者の方がすぐに出漁できるように、できるだけ早く許可を出せるように努めております。

今後も申請書が提出されたものについては、速やかに対応したいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

先程藤森委員が言われた案件につきましては、検挙された翌日に当課へ許可申請書が提出された状況でありました。以上です。

藤森委員

例えば、漁業者が申請した時から許可証が発行されるまでの間について、何か海区漁業調整委員会でもよいし、知事の許可でもよいが、猶予期間を設けることはできないか。今年のように大量にたちうおが発生する場合もあるので、猶予期間について、考えてほしいと思います。押印廃止という時代にもなっていることですから、簡素化できるところは簡素化し、漁業者にも寄与されるよう考えていただければと思います。以上です。

水産振興課

かなり難解ですが、許可申請に基づくものですので、我々としては、できるだけ早く許可証を発行する努力をしていきたいと思いません。以上です。

議長

他に何かございませんか。はい、西川委員。

西川委員

流し網漁業について、1月1日から12月31日までの1年間と期間が長くなっておりますが、中目流し網漁業に関しては、他の漁業の

妨げになっているという可能性があるんですね。網漁業を行うからかにかご漁業ができないとかいう話を聞いたりします。

この漁業時期については、他の漁業に妨げにならないように、言い方は失礼かもしれませんが、短縮というのはいくつかできないのでしょうか。

許可には、色々なものがあり、網を流す漁業、かごを海底に置く漁業とありますが、網漁業の操業が1年間であれば、他の漁業からクレームも来ます。このため、魚が多くいる時期は操業し、その他の期間は休業するといった対応はできないのでしょうか。宜しくお願いします。

水産振興課

漁業許可について、周年操業できる漁業が同じ操業区域にあると、それぞれの漁業が重なることはあります。

これまでの長い期間の中で、操業期間が決まってきたところですが、それぞれ調整をつければ、期間を短くすることはできます。

藤森委員

ちょっとよろしいですか。

今のは、げんしき網漁業など色々な許可を持っている方は良いのですが、網漁業者は基本網漁業しか許可を持っておりません。流し網漁業は周年操業となっていますが、許可証には、他の漁業の操業を妨げてはならないと記載されています。その中で、流し網漁業の方に何月から何月まで操業してはいけないということができるようでしょうか。

水産振興課

水産振興課です。藤森委員が言われたとおり、早々に簡単に変更されるものではないと思います。当然この中身を変えるということは、この委員会に諮ってからになりますので、その点は御理解下さい。

それまでには、地元の話をよく聞き、調整した上でという形になります。

4ページの備考に中目流し網漁業の条件が記載されていますが、地元の漁業が出す漁業権に基づく漁業や区画漁業権漁業を妨げてはならないとありますので、それ以外の知事許可漁業の中では、調整を図らないといけません。その際は、漁業者を含めた関係者で話し、内容を変更するというのであれば、当然この委員会にも諮った上で変更するという形になりますので、簡単ではないということになります。

少し言葉が足りない部分があったことを御理解いただければと思います。以上です。

藤森委員	<p>この件は、流し網漁業をやっている漁協とやっていない漁協で温度差があります。特にこの流し網漁業は、のりの漁期は場所的に操業できない状況です。この議論については、網漁業者から苦言がでると思われるので、2部会については、航路の中でも操業を認める等調整をしてきています。</p> <p>のり養殖業と網漁業については、関係が複雑なので、この件は簡単にはいかないということを確認してもらえればと思います。以上です。</p>
水産振興課	<p>わかりました。</p>
議長	<p>西川委員、よろしいですか。</p>
西川委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p>
委員	<p>意見なしの声。</p>
議長	<p>他にないようですので、第1号議案の審議に入りたいと思います。第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なしの声。</p>
議長	<p>それでは異議がない旨、回答します。</p> <p>続きまして、議題の第2号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」になりますが、事務局の方から、議事の2の報告の1「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第57回）の結果」を報告した後、議題の第2号議案について、説明したいとの申し出がありますが、委員の皆様から御意見ございますでしょうか。</p>
委員	<p>異議なしの声。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事の2の報告の1「令和3年度全国海区漁業調整委員</p>

事務局

会連合会通常総会（第57回）の結果について」、事務局から報告をお願いします。

委員会事務局でございます。

資料は、13ページ以降になります。

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会につきましては、毎年5月に開催され、本県からは、熊本県連合海区漁業調整委員会の会長に御出席頂いているところです。

今年度の通常総会につきましては、新型コロナウイルス拡大の影響により、書面により決議が行われました。

本県におきましては、令和3年（2021年）5月21日付けで、全国海区漁業調整委員会連合会志岐富美雄会長から書面表決についての依頼があり、当委員会及び熊本県連合海区漁業調整委員会の江口会長と熊本有明海区漁業調整委員会の橋本会長に書面表決していただきました。

資料14ページと15ページをご覧ください。

令和3年6月11日付け3全漁調連第13号により、全国海区漁業調整委員会連合会志岐富美雄会長から書面表決結果が送付されましたので、その内容について御報告いたします。

議案として提案された5議案について、全ての議案が承認多数で承認されております。

5つの議案につきましては、資料16のページから59ページに示しておりますので、御確認いただければと思います。

なお、議題の第6号議案で今年度の要望について御審議いただきますが、昨年度、昨年ちょうど今頃、本委員会において御審議いただき、本県が提案しました要望を全国海区漁業調整委員会連合会が取りまとめられたものにつきまして、御説明します。

今後、全国海区漁業調整委員会連合会の役員が、この要望を関係省庁に要望書として提出し、関係省庁からの回答を得ることとなります。関係省庁からの回答があり次第、本委員会で御報告させていただきます。本県からの要望が要望書にどのように取り込まれたかについて取りまとめています。

資料60ページをご覧ください。

提案議題1の大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化については、要望書としてのとりまとめとして、Ⅳ 沿岸資源の適切な利用について、1 沿岸漁業と沖合漁業の調整、② 沖

合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。と取りまとめられています。

提案議題2の東シナ海における漁船の安全操業確保につきまして、要望書としてのとりまとめとして、V 外国漁船問題等について、3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保、② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう必要な対策の強化を講じること。と取りまとめられています。

資料6 1 ページをご覧ください。

提案議題3のミニボートによる危険行為の防止については、要望書としてのとりまとめとして、VI 海洋性レジャーとの調整等について、3 ミニボートによる危険行為の防止、③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備として、商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動に必要な不可欠となる、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある方策を、早急に検討すること。と取りまとめられています。

また、④ ミニボートの保険加入義務化については、要望書としてのとりまとめとして、日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とするとともに、ミニボートが漁業操業を妨害した場合や海難事故に伴い漁船等が救難活動を行った場合に漁業者にその損害や費用を確実に補てんするため、保険への加入率の向上を図るとともに、義務化を検討すること。と取りまとめられています。

提案議題4の海区漁業調整委員会の財政基盤の確保については、要望書としてのとりまとめとして、I 海区漁業調整委員会制度について

て、2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保として、海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。と取りまとめられています。

最後になりますが、資料59ページをご覧ください。

第17期全国海区漁業調整委員会連合会の役員一覧をお示ししております。今年度から2年間、熊本県が副会長県として務めることとなり、熊本県連合海区漁業調整委員会の会長である江口会長に全漁調連の副会長として務めていただくこととなります。委員の皆様にも色々と御協力をいただくことがあると思いますのでよろしくお願い致します。

事務局からの報告は以上です。

議長

ただ今、事務局から、議事の2の報告の1について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なしの声

議長

それでは、他に無いようですので、議事の2報告の1の質疑は終了します。

続いて議題の第2号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。資料は、6ページ以降になります。

全国の海区漁業調整委員会で構成されております全国海区漁業調整委員会連合会は、毎年5月に総会を開催し、6月から7月にかけて、国に対して要望活動を行っております。

この要望活動で要望する内容につきましては、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに、構成する海区のそれぞれの要望を集約し、さらに4ブロックの要望を1つの要望書としてとりまとめたところで、5月の総会に諮り決定するという流れになっております。

本日は、今年10月、沖縄県で開催が予定されております九州ブロック会議に提案する熊本県連合海区の要望内容について、ご審議いた

だきますようお願いいたします。

なお、今年の九州ブロック会議の開催につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全漁調連の方で開催するか否かについて協議されているところです。

資料7ページ以降をご覧ください。

昨年度、本県より九州ブロック会議に提案させていただいた要望をお示ししております。

本日は、本委員会において委員の皆様にも、今年度の提出議案である要望を御審議していただきたく存じます。

昨年度の要望内容について、御説明します。

はじめに、大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について御説明します。

資料8ページをご覧ください。

要望の背景等を説明するための図を添付しております。カラーで印刷された資料です。

大中型まき網漁業の操業禁止区域は、農林水産大臣が決定します。

この添付図は、昭和38年に農林水産省の告示で定められております。国が定める大中型巻き網漁業の操業禁止区域が、赤の線で示してあります。苓北町地先や天草市牛深町地先には、禁止区域が設定されていません。昭和60年頃から大中型まき網漁業による、沿岸寄りでの操業が増えてきました。

これに対し、天草の西海地区の漁協連絡協議会からは、大中型まき網漁業の操業禁止区域を拡大してほしいという要望が出されました。鹿児島県の大中型まき網漁業協同組合と本県西海地区漁協連絡協議会の間で熱心な話し合いが重ねられ、最終的に平成18年に両者で協定を結んでおります。添付図の黄色い線になります。

この協定は、苓北町地先や天草市牛深町地先、これに加えて委員会指示を行っている人工魚礁周辺区域について、大中型まき網漁業の操業を自粛するという内容です。

このような経緯を踏まえまして国に対し、要望をしたいと考えております。

資料7ページにお戻りください。

本県、天草沿岸域においては、水産資源の維持保全と沿岸漁業の健全な発展を図るため、魚礁設置事業等による漁場整備、稚魚の放流、

自主規制による資源管理等を積極的に推進してきたところですが、農林水産大臣が許可する大中型まき網漁業の操業は、漁獲圧が高く、一度に多くの魚が漁獲されることから、当該地域の漁業振興を図るうえで大きな問題となっています。

そのため、大中型まき網漁業の当該海域での操業秩序の確保を目的とした協定の締結に向け話し合いが進められ、その結果関係者の協議が整い、平成18年に国と県の立会により協定が締結されました。

その後10数年が経過したが、この間協定は遵守され、操業秩序が保たれています。

ついては、今後とも関係者の協議の継続が不可欠ではありますが、沿岸漁業の振興と漁業法の改正に伴い、厳しさを増した水産資源の維持と管理及び資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大等について引き続き要望するものです。

次に、東シナ海における漁船の安全操業確保について御説明します。資料10ページをご覧ください。

要望内容の対象海域となる日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域図を示させていただきました。種子島、屋久島から沖縄諸島の西側に黒く塗りつぶして示してあるのが日中の暫定措置水域です。この暫定措置水域のさらに南側の尖閣列島を含む海域が以南水域です。そこで操業する本県漁業者が、安心して安全に操業できるよう他国の漁船等の活動状況をリアルタイムで提供しようとするものです。

資料9ページにお戻りください。

日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域において操業する本県漁船は、東シナ海はえ縄漁業（5年許可、樋島2隻、天草牛深1隻、倉岳町1隻）が操業されていますが、単独で操業することから、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にあります。

特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大していると考えます。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、水産振興

課でも外国公船の航行等の国の情報を受け、漁業者向けに情報を発信しているところです。

引き続き、日中暫定措置水域及び以南水域で操業する漁船の安全操業を確保するため要望するものです。

次に、ミニボートによる危険行為の防止について御説明します。

資料11ページをご覧ください。

近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートの利用者も増加しています。

ミニボートの利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除されたことで、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、ミニボートを牽引してきた乗用車を漁港用地等に無断で駐車するなど、マナーの悪い利用者も多く見受けられるとのこと。また、ミニボートの利用者の多くが、その耐航性や他船舶からの視認性が低いという特性を十分理解しないまま、漁場や漁港周辺で遊漁を行い、漁業用の漁具を破損するなど漁業者の妨げとなったり、海難事故を起こすなどの事例も多くみられています。

なお、令和元年は、全国で36件の事故が発生しております。

さらに、ミニボートの利用者が、十分な保険に加入していないケースも多く、漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見受けられるほか、ミニボートの海難事故が発生すると、その救助活動などを地元漁業者が担うことになり、漁業活動にも大きな影響を与えています。

こうした状況の下、ミニボートによる危険行為の防止と万が一の時の補償能力を高めるための要望です。

最後に、海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について御説明します。

資料12ページをご覧ください。

海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

昨年12月に改正された新たな漁業法は、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠であります。ついでには、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

昨年度は、本県より、以上、4つの要望を提案させていただきました。

本委員会では、この4つの要望を引き続き要望するのか、新たな要望を提案するのかについて御審議いただきたいと思っております。

また、本日御審議いただきました内容につきましては、熊本県連合海区漁業調整委員会に報告した上で、熊本県連合海区漁業調整委員会として、九州ブロック会議に提案させていただきたいと思っております。なお、九州ブロック会議への要望提出の締め切りが、令和3年8月31日までとなっておりますので、それまでの間に、突発的な議題提案や内容の変更等が生じた場合は、熊本県連合海区漁業調整委員会に御一任いただくことで了解いただくことと併せて、ご審議いただきますようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

異議なしの声

議長

それでは特に無いようですので、第2号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題」については、d昨年度と同じ内容を要望することといたします。

議長

次に、議事2の「報告」の2、「日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示について」事務局より説明をお願いします。

事務局

委員会事務局です。宜しく申し上げます。資料は62ページからになります。

7月30日の金曜日に第38回日本海・九州西広域漁業調整委員会

が開催され、平山委員に出席いただきました。平山委員におかれましては、出席いただきありがとうございました。

今回の議題は、同委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示についてで、出席委員により、承認されておりますので、概要について、事務局から説明させていただきます。

資料67ページをご覧ください。

今回の委員会指示による遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限についての1の経緯ですが、（1）の遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された委員会指示第66号に基づき、令和3年6月1日から、①の30キログラム未満の小型魚の採捕禁止、②の30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の報告が義務付けられました。

資料73ページから75ページに水産庁が作成した周知用のパンフレットを参考までにお示ししておりますので、御確認下さい。

資料67ページに戻っていただき、次に（2）ですが、6月1日以降、日本海においてくろまぐろを対象と遊漁が盛期を迎え、水産庁への大型魚の採捕報告が、約2週間が経過した6月16日までで、10.8トンと、水産庁が調査した令和2年の年間採捕量の10.2トンとほぼ同等となり、遊漁による大型魚の採捕数量が当初の想定より非常に多い状況で、このままの水準で推移すれば、資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあります。

現在、くろまぐろ大型魚について、国の留保は合計81.7トンありますが、うち、50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は試験研究等による漁獲で、余剰分としては20トン程度となっております。

このため、（3）のように6月17日付で水産庁から都道府県や遊漁団体対して、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう指導する旨の協力要請があっておりますが、6月末時点で14.7トン、7月28日時点で16.8トンと、やや採捕のペースは緩やかになっているものの、大型魚の採捕に歯止めがかかっていない状況です。

以上の経緯から（4）の遊漁者にくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めることとしております。

2. が今回発出される委員会指示第67号の概要ですが、(1)として、委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて、遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示するとしております。

また、遊漁者は上記公示により、くろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、くろまぐろ(大型魚)を採捕してはならないとされております。

本指示の有効期間については、(2)の令和4年5月31日までとしております。

なお、水産庁からは、資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められるときの目安としては、遊漁による大型魚が20トン程度採捕された場合という説明がされております。

指示に違反した者への対応方針については、資料70ページをご覧ください。

1には、委員会指示の適切な実施を図るための対応が記載されており、国による調査及び調査結果報告に基づく委員会からの違反者への指導文書の発出を行うとされております。

2の対応方針については、1の指導に従わず、再度違反が確認された場合の対応を記載しています。

違反内容としては、①の委員会指示第67号に基づく、遊漁者が大型魚を採捕もしくは、採捕してただちに放流しなかった場合、②の委員会指示第66号に基づく、遊漁者が大型魚を採捕したにもかかわらず報告しなかった場合になります。

①または②の違反内容への委員会としての対応としては、漁業法第121条第4項に準用する同法第120条第8項に基づき、農林水産大臣に対して、指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をするとされております。

今回の委員会では、遊漁団体代表者が参考人として招致されており、くろまぐろの資源管理のために必要な措置で、協力したいという意見が述べられている一方、遊漁が貢献する地域への経済効果も考慮してほしい旨の意見やくろまぐろの遊漁に関するキャッチアンドリリース制を視野に入れた漁具の規制、ライセンス制の導入、採捕したまぐろの持ち帰り制限、いわゆるバックリミット制等ルール作りが必要とい

う意見も述べられております。
事務局からの報告は以上でございます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員 　　意見なしの声。

議長 　　それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」の2についての質疑は終了いたします。
本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。はい、藤森委員。

藤森委員 　　すみません。その他ですけど、しらすうなぎのたもすくいについて、熊本県養鰻漁業協同組合から要望があっております。
玉名地区においては、どうしても他の球磨川、白川、緑川と比較して寒く、しらすうなぎの来遊が遅いことから、15日間採捕期間を延長してもらえないかということ聞いております。
事務局で養鰻組合と調整するようお願いします。

水産振興課 　　水産振興課です。まず、お詫びがありまして、今回の委員会の開催通知の中では、うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針の照会について、御案内していたところでしたが、我々の方でもう少し検討する必要があるということで、急遽、議題から外させていただいたところでした。
改めて、次回の委員会で挙げさせていただくことにしました。
この場を借りてお詫び申し上げます。
今、藤森委員からの御意見について、細かい部分を関係者と協議し、整えていきたいと思っており、その上で、委員会に挙げさせていただければと考えております。御意見ありがとうございます。

藤森委員 　　宜しく申し上げます。

議長 　　他に御意見はないですか。
なければ、これで第505回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。どうも、お疲れ様でした。

以上、議事経過を記録し署名捺印する。

令和3年（2021年）8月10日

議 長

署名委員

署名委員